

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、以下の通り証券投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。弊社では、このたびの約款変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）資産成長型
（以下「当ファンド」といいます。）

【変更の理由および内容】

当ファンドについて、インカム収益の獲得機会を拡げながらさらなる分散投資を目指すため、投資形態をファミリーファンド方式からファンド・オブ・ファンズ方式へ変更した上で、新たに投資対象とする投資信託証券としてルクセンブルグ籍円建外国投資信託「高利回りソブリン債券インデックスファンド」を追加する約款変更を予定しております。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

約款変更に関する書面決議の対象受益者の確定日	：平成25年10月15日（火）
議決権行使書面による議決権行使期限	：平成25年11月11日（月）
書面決議日	：平成25年11月18日（月）
買取請求期間開始日	：平成25年11月19日（火）
買取請求期間終了日	：平成25年12月 9日（月）
約款変更実施日（予定）	：平成26年 1月 6日（月）

【書面決議の判定】

書面決議は、平成25年10月15日現在の受益者の半数以上の賛成が得られ、かつ賛成の意思表示をされた受益者が保有する平成25年10月15日現在の受益権口数が、平成25年10月15日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。書面決議にて可決された場合、平成25年11月19日に届出を行ない、平成26年1月6日をもって約款変更させていただきます。

以上

平成25年10月11日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社